

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 2026年 5 月28日

【会社名】 アレanzaホールディングス株式会社

【英訳名】 Alleanza Holdings Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼CEO 浅倉 俊一

【本店の所在の場所】 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地

【電話番号】 024(563)6818(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営戦略室長 伊藤 和哉

【最寄りの連絡場所】 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地

【電話番号】 024(563)6818(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営戦略室長 伊藤 和哉

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2026年5月27日の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年5月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

株式併合の割合

当社株式7,505,804株を1株に併合いたします。

本株式併合がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」といいます。）

2026年6月30日

効力発生日における発行可能株式総数

16株

第2号議案 定款一部変更の件

本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は16株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は4株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数に関する規定を廃止するため、定款第7条（単元株式数）、第8条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるとともに1株以上の当社株式を所有する者は株式会社パローホールディングス及びコーナン商事株式会社のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第12条（定時株主総会の基準日）、第16条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)(注)2
第1号議案 株式併合の件	286,188	515	80	(注)1	可決 99.79
第2号議案 定款一部変更の件	286,317	537	80	(注)1	可決 99.83

(注) 1. 当該臨時株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 賛成割合につきましては、本総会当日出席の株主全員の議決権数を分母に加算して計算し、小数点第3位以下を切り捨てております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本臨時株主総会前までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本臨時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。